

新生涯学習制度に関する Q&A

教育局 生涯学習部長 佐藤 翔

士会員の皆様から頂いた質問と教育局からの回答を記載致します。

Q：実施研修（前期研修D）において、e-ラーニング（31コマ）と症例検討会（1コマ）の受講で修了できるのか。

A：e-ラーニング（31コマ）と症例検討会（1コマ）での受講は実地研修指導者（登録理学療法士）がいない場合もしくは実地研修施設の受け入れがない場合の代替受講方法です。「D-1：イ」または「D-1：ロ」の場合、自施設内の実地指導者が在籍していますので、自施設内で受講してください。

Q：QRコードでの履修登録はどのくらい時間がかかるのか。

A：研修会責任者が履修登録することでマイページへ反映されます。士会承認症例検討会及び士会承認研修会では、研修会の参加申請者が研修会責任者となります。士会主催の研修会や症例検討会では登録に日数が必要となりますので、長ければ2か月程度がみこまれます。

Q：登録理学療法士の更新時研修はどんな内容なのか。

A：登録理学療法士更新最終年度（4月1日から12月1日まで）の間に受講すること以外は詳細の発表がされていません。詳細が決まり次第周知いたします。

Q：登録理学療法士の更新時は何かやらなければならないことはあるのか。

A：更新時研修の受講など要件を満たせば自動的に更新される予定となっています。

Q：県内で認定理学療法士や専門理学療法士の教育機関の応募はあるのか。

A：現時点（令和5年4月30日）での応募はございません。東北地方では宮城県士会で3領域のみ教育機関の認定がされています。

Q：現在認定理学療法士を更新する際、特例で2年間のうちに更新することとなっている。更新年度で何か違いはあるのか。

A：特に違いはありません。更新された年度より5年間の認定となります。

Q：症例検討会で発表者が多い場合、まとめて申請すればよいか。一人ずつがよいのか。

A：一人ずつ（1回ごと）の申請であればそれぞれのQRコードの読み取りで履修登録が可能となります。

Q：ある領域で2症例の症例検討を聴講した場合、取得単位はどうなるのか。

A：1症例で1/3 コマの履修となります。今回の場合2/3 コマの履修となります。発表者は1回の発表で1コマの履修となります。

Q：士会承認研修会の申請は誰が良いか。

A：青森県理学療法士会では士会承認研修会（支部主催）は支部担当者、士会承認研修会（所属施設）では座長（登録理学療法士）でお願いしております。

Q：症例検討会の発表者は後期研修履修中の方でなくてもよいのか。

A：前期研修履修中や登録理学療法士でも問題ありません。ただし、前期研修履修中や登録理学療法士が発表者の場合は後期研修の発表ポイントなりません。聴講者は聴講ポイントが付与されます。

Q：士会承認研修会で取得するポイントは何に使うのか。

A：登録理学療法士更新に使用します。

Q：「コマ数」と「ポイント」があるが何が違うのか。

A：「コマ」に関しては前期研修及び後期研修履修中に使用する履修時間の総称です。「ポイント」は登録理学療法士更新に使用する履修時間の総称です。

Q：士会承認症例検討会について。開催申請は承認されましたが、発表者や聴講者の登録はいつどのようにするのか。

A、発表者や聴講者の登録に関してですが、事前には行わず、当日の参加者のみ登録する形になります。また登録自体は座長のマイページより登録した症例検討会のQRコードをダウンロードして読み取っていただくか、座長がマイページより氏名（カタカナ）、協会番号を入力して登録することになります。

協会のHP内に以下のマニュアルがございますので、詳細は以下をご参照ください。

https://www.japanpt.or.jp/pt/lifelonglearning/asset/pdf/shourei_kenntou_manual_20221013.pdf

Q、士会主催症例検討会では、後期研修対象者以外の聴講者も士会に連絡しなければいけないと思っていたのですが、後期研修対象者以外は報告不要なのでしょうか？

A、後期研修対象者以外はポイントの取得希望がなければ必ずしも必要ではありませんが、前期研修履修中で実地研修の履修を行う際には必ず登録が必要となりますので、可能であれば全員の登録、報告をお願いいたします。

Q、青森県士会会員で登録理学療法士のポイント申請をする人は、協会アプリのQRコードを読み込む方法で良いでしょうか。申請するのに協会番号等の情報は必要でしょうか。

A、QRコードを読み込んでいただければ反映されます。QRコードを読み込みができない方は氏名（フリガナ）と協会番号が必要になります。

Q、研修会や症例検討会をマイページに掲載する場合、募集地域、都道府県の選択はできますか。

A、士会主催研修会や士会主催症例検討会では募集地域等の選択は可能です。しかし士会承認研修会や士会承認症例検討会は所属士会以外の県士会員の募集はできません。

Q、県外からも聴講者を募集する場合、要項は必要でしょうか。また、県外の方宛に zoom のアクセス情報や当日のタイムスケジュール等もマイページに掲載できるのか。

A、士会主催の研修会及び症例検討会はマイページに記載可能です。ただしZOOMのURLをマイページに掲載すると、参加者ではない方も参加する可能性があります。個別での連絡を推奨します。

Q、県外の方も士会承認研修会で後期研修の履修はできますか。

A、現状では士会承認研修会は県外の方は履修できません。

Q、症例検討会では聴講者は、自分の希望する演題のみの参加でその演題のポイント履修と見なして良いか(必ずしもすべての演題を聴講する必要はないか。希望しない演題は見ずに退室しても良いか)。

A、希望する演題のみの参加で構いません。参加した演題のみポイント付与対象となります。

Q、演者や通信障害などの予期せぬトラブル時は、演題発表順の変更や、演題発表の急遽辞退・中止をしても良いか。

A、構いません。中止した場合は中止申請を忘れずにお問い合わせいたします。

Q、PT協会アプリ QRコード参加登録を推奨するが必須ではないため、「QRコード参加登録ではないけど履修したい方」は、どう判断すればいいか。

A、各座長及び開催責任者のほうで履修希望を確認していただく必要があります。マイページから申し込みできる研修会（士会主催症例検討会など）でマイページからの申し込みに関しては、教育局より参加者リストをお送りします。

Q、支部の運営として希望演題を終始「カメラ on にする」ということで「聴講参加した」と判断して履修登録ということにしているが、県士会としての「聴講参加」の判断方法はあるのか。

A、青森県理学療法士会としては特に定めておりません。ただし、オンライン形式での開催条件として1. 参加（聴講・発表）者の管理ができること。2. 双方向により質疑応答等の疎通が可能であることが定められています。

Q、士会主催症例研修会の参加は、発表と聴講の2種類があると思いますが、使うQRコードはそれぞれ2種類あるのですか？それともマイページ登録の際に発表か聴講かはじめに参加者が選ぶのか、もしくは履修登録時に申請者が発表か聴講か選ぶのか、どういう仕組みになっているのでしょうか？

A、QRコードは1種類のみとなっています。発表か聴講かは履修登録の際に選択することとなっています。

Q、後期研修Eのテーマは3領域ありますが、一回の症例検討会では、発表者は1演題の発表なので1領域の履修だと思われそうですが、症例検討会そのもの演題領域を絞る必要はないのでしょうか？同様に、聴講者の履修も1領域しか履修出来ないのでしょうか？（例えば、今回の症例検討会は「神経系の演題のみとします」と案内するなど。）

A、演題領域を設定するかどうかは座長（士会承認症例検討会）及び責任者（士会主催症例検討会）にお任せいたします。演題ごとに参加者を管理できれば領域も多岐にわたっても問題ありません。

Q、オンラインでは参加者はカメラ on でなければ認められませんか？

A、青森県理学療法士会としては特に定めておりません。ただし、オンライン形式での開催条件として1. 参加（聴講・発表）者の管理ができること。2. 双方向により質疑応答等の疎通が可能であることが定められています。

Q、遅刻や途中退室は認められませんか？

A、すべての時間を履修することでポイント認定となります。

Q、オンデマンド動画のみの視聴者は参加になりませんか？

A、オンデマンド配信でも視聴者の確認ができ、質疑応答をする環境があればポイント認定することはできます。ただし視聴者が最後まで視聴したことを確認する作業が必要となります。なお、実際の研修会に使用したQRコードは研修会当日のみ有効ですので、オンデマンド配信の日付がずれると使用できません。

Q、研修会当日の実施時間について。申請時間を満たさなかった場合は、取得できるポイントが減算されますか？（逆に、30分以上超過した場合は加算されますか？）

A、減算や加算はしません。申請時のポイントのみ反映されます。30分以上での開催をお願いいたします。

Q、参加者個人での、QRコードによる手続きの他、研修会後に、申請者（開催者）による履修情報登録も必要ですか？

A、QRコードを読み取っていただいた方は特に必要ありません。それ以外の方は登録が必要です。登録に必要なものは氏名（フリガナ）と協会番号です。また、一度しか登録できませんのでお間違いのないようお願いいたします。

Q、申請する際のカリキュラムコードの重複を避けるため、現時点でわかっている範囲で県士会主催の研修会のカリキュラムコードを教えてくださいませんか？それ以外で申請したいと思います。

A、一か月に一度、青森県理学療法士会のHPにて県学会や東北ブロック学会、青森県理学療法士会の研修会で使用したカリキュラムコードの掲載を予定しております。そちらをご確認ください。

Q、青森県士会では申請は1ヶ月前までに、となっていました。今回院内で行う研修会の予定が、講師の都合で前1ヶ月の猶予がなく、今月の開催となってしまいました。1ヶ月前ではありませんが、申請は可能でしょうか。

A、一か月前程度であればある程度は許容いたします。直前の申請となると県士会担当者のほうで研修会の確認ができない可能性がありますので、1か月前までの申請にご協力をお願いいたします。

Q、登録に関して、QRコードが期限が過ぎているとのことで、手打ちにて登録をしましたが、その際、手違いで登録をしてしまいました。「1開催につき1度限り、追加・修正はできません」との文言がありますが、どのような対応が必要でしょうか？

A、QRコードは研修会当日のみ使用できます。手違いで登録をしてしまった際は県士会で修正いたしますので、担当者（教育局生涯学習部長）までご連絡ください。

Q、支部や施設単位での士会承認研修会を行う場合、県士会で行う士会主催研修会と日程が重複したらどうなりますか？

A、支部で行う研修会や症例検討の場合は、開催する際に担当者（教育局生涯学習部長）へ事前にご連絡いただき、日程を調整させていただきます。また本制度は会員の皆様に平等に研修を受けていただくための制度となっております。なるべく重複を避けての開催のご協力をお願いいたします。

Q、新制度の内容が知りたい。

A、協会のHPにマニュアルが掲載されています。また青森県理学療法士会でも独自にマニュアルを作成し、県士会HPに掲載しております。そちらをご参照ください。不明点がございましたら担当者（教育局生涯学習部長）までご連絡ください。

Q、登録理学療法士の更新を忘れた場合はどうなるのか。

A、登録理学療法士取得から6年目の年度中（猶予措置期間中）も登録理学療法士の権利は維持されますが、更新にあたっては条件が追加されます。

指定期間までに要件をすべて満たした場合、新たな更新認定日は翌年度4月1日からとします。

更新要件（追加要件も含む）を満たさなかった場合、登録理学療法士を失効し、前期研修からの履修となります。

【条件】

・6年目の指定期間内（当該年度の12月末日まで）に更新要件および下記追加要件のすべてを満たすこと。

【追加要件】 ※両方を満たす必要があります

(1) 日本理学療法学会研修大会への参加

(2) ブロックでの学会大会・学会集会参加もしくは都道府県理学療法士学会・学会集会参加

※所属士会に関わらずどのブロック・士会への参加でもよい